

会 議 録

会議の名称	平成25年度第2回東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	平成25年11月19日(火) 午後2時～4時				
開催場所	東村山市役所市民センター第7・8・9会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 小澤進、遠藤てる、牛木信之、小林冬子、高橋節夫、武城順子、根本信子、木村知鶴、千葉光男、遠藤康子、松尾美智夫、手賀清春、阿刀田俊子、横田茂樹、武者明彦、澤村澄子、高橋千恵子</p> <p>(市) 田中健康福祉部次長 地域福祉推進課：空閑課長・新井課長補佐 障害支援課：花田課長・宮本事業係長・吉田給付係長・高橋支援第1係長・西尾支援第2係長・佐藤主任</p> <p>●欠席者：中村一彦</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	1. 開会 2. 挨拶 3. 議事(報告) (1) 障害者福祉計画、障害福祉計画の進捗報告 (2) 自立支援協議会について (3) ヘルプカードの状況について 4. その他 5. 閉会				
問い合わせ先	健康福祉部障害支援課事業係 担当者名 宮本 電話番号 042-393-5111 (内線3152・3153) ファックス番号 042-395-2131				
会 議 経 過					
1. 開会 ○委員16名の出席により過半数を超えているため会議が成立 (1名の委員が遅れて出席) 2. 挨拶 ○健康福祉部次長 みなさん、こんにちは。本日はお寒い中、お越しいただきありがとうございます。 11月9日、10日に市民産業まつり、健康のつどいを開催させていただきました。 関係団体のみなさまには、ご出店等ご協力いただきありがとうございました。来年は市制施行50周年にあたります。今年よりも盛り上がるようなイベント等を取り組んでまいりたいと思います。本日は議事がたくさんありますが、さまざまな視点からご意見ご指摘をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。					

3. 議事（報告）

○部会長

議事に入る前に傍聴を希望される方が1名います。許可してもよろしいですか。

○全員

異議なし

○部会長

本日の議事は3点、その他の報告事項が5点ございます。それぞれの議事等について事務局より説明をお願いし、委員の皆様からご意見ご質問をいただきます。議事について事務局より説明をお願いします。

（1）障害者福祉計画、障害福祉計画の進捗報告・・・資料1・2

資料1・2に基づき事務局より説明が行われる。

○部会長

ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員A

3点あります。1点目は、私どもは親の会ですが、年々会員が減少してきています。会員増員のために小学校等に障害理解のパンフレットを置きたいと思っています。特別支援学級等にパンフレットを設置できる環境はどのようになっていますか。現在、置く環境がないならば、置かせていただけたらいいなと思っています。2点目は、短期入所事業を実施していますが、経営がきついです。経営について相談できる環境を作らせてもらえないか。我々だけの経営がきついのもかもしれないので、いつかご相談にのっていただきたい。3点目は、知的障害・精神障害の移動支援についてです。支援時間が3時間、見込みで計算しても7～8時間程度。実際は3.5時間ぐらいしか利用していない。これが三多摩格差の中に入っていないでしょうか。他の自治体ではもう少し長いのでないか。もう少し拡大したい。都内、区の親の会に聞いたところ時間数がもう少し多いと聞いている。東村山市の3.5時間という実績は、月に数日ではないでしょうか。他市と比較して少ないのではないかと思いますので、意見を聞きたい。

○部会長

委員からの質問3点について、事務局より説明をお願いします。

○事務局A

移動支援事業については、3ヶ月単位で支給決定しています。月3.5時間ですと、3ヶ月で11時間程度のご利用ということでよろしいですか。

○委員A

資料2、11ページ、9) 移動支援事業、平成24年度について計算してみました。実績で人数が203人、時間が740時間、この数値より1人当たり3.5時間を出してみました。見込のところを計算すると人数が90人に対して、時間数が620時間より約7時間程度で考えているのかと思います。

○事務局A

平成24年度は、平成23年10月から対象を学齢児以上にし、当時の基準時間が成人の半分、3ヶ月で12時間でした。平成25年4月から成人に合わせて3ヶ月で24時間になっています。来年度の実績報告から変動があると思われます。

○委員 A

区部と比較して、東村山市が低くなっていないかどうか検証していただきたいと思います。

○事務局 A

検討させていただきます。短期入所とパンフレットの設置の件につきましては、別途ご相談をさせていただきたいと思います。

○部会長

他にご意見等ございませんか。

○委員 C

移動支援はどのようなサービスですか。

○事務局 A

移動支援事業と同行援護について説明いたします。移動支援事業については、対象者は知的障害、身体障害、精神障害のうちいずれかの障害がある方がガイドヘルパーを利用できるサービスです。地域生活支援事業で市の裁量事業で展開しております。平成23年10月から、視覚障害の方がガイドヘルパー利用するサービスに国の同行援護というサービスが新たにできました。当市の場合、移動支援事業は3ヶ月単位に決定しておりますが、同行援護については国の給付となりますので1ヶ月単位で決定させていただいている関係から、なかなか移行が進んでおりませんでした。

○委員 C

難病で肢体不自由の方は入っていますか。

○事務局 A

肢体不自由の方の場合、区分4以上でいくつかの要件を満たしている方は重度訪問介護でヘルパーによる外出支援が可能となりますが、この要件に該当しない肢体不自由の方につきましては当市において移動支援サービスをご利用いただいています。

○副部会長

グループホームやケアホームは市内で間に合っているのでしょうか。また、精神障害者向けで、24時間対応しているグループホーム等が都内にあると聞きますが、東村山市ではどのようになっていますか。グループホーム等を希望する場合、希望に沿った対応がされていますか。

○事務局 A

グループホーム等については待機リストを作成しています。ご登録いただければ介護者の状況等を考慮し、優先順位を設けております。グループホーム等の空室が分かり次第、ご案内しておりますが、入居を希望される方と延期される方がいます。現状としまして、グループホーム等の必要性は高くなってきていると考えられます。また市内だけでなく近隣市のグループホームに入居している方もおりますので、今後グループホーム等については検証してまいりたいと思います。

○事務局 B

計画上の整備量において、他にも達していないものがいくつかあります。それらは達するよう進めなければなりません。グループホーム等については、この間、いろいろな団体から設置要望がありましたが、東京都から地域移行を進めるよう要請が出ていることもあり、近隣市の設置数が伸びてきています。当市では待機者がいるとはいえ、いざ、声をかけると入居を希望されない場合があります。また、施設数を増やしても、空室になった時に市内の方が遠慮された場合、市外の方が入居す

る場合もありえるので、施設数だけを検討するだけでなく、今後施設を設置したいと考えていらっしゃる団体や法人さんとは、市内の方が入れるようなグループホームを、精神障害のある方にかぎらず、いろいろな形態について、検証していかなければならないと考えております。先ほど申し上げた検証というのはそういった意味での検証ということです。

○部会長

他にございませんか。

○委員D

ガイドヘルパーの養成を検討していただきたい。もうひとつ、市のバリアフリーについての考えを伺いたい。

○事務局B

ガイドヘルパーにつきましては、PRが必要ではないかと考えております。バリアフリーについては、このような会議等の場において、各団体に属している方に出席いただいておりますので、ご意見等いただきバランスよく行っていきたくと思います。バリアフリー推進についての市の考え方につきましては、ハードだけの面ではないので、この場で全てお答えするのは難しいですが、丁寧に進めさせていただきたいと思っております。

○部会長

5分休憩にします。

～休憩～

○部会長

議事を再会します。議事（2）について説明をお願いします。

（2）自立支援協議会について・・・資料3

資料3に基づき事務局より説明が行われる。

○部会長

自立支援協議会のあり方検討会から提言書が出されたということと、提言書の内容について説明がありました。ご質問等ありましたらお願いします。

○委員D

委員構成はどのようになっていますか。

○事務局A

具体的な委員構成につきましては、これから検討することとなります。初期の段階では提言書に沿いまして、現場レベルの方を中心に考えております。

○委員D

現場の無い、聴覚、視覚、内部、難病等は委員が入らないのではないのでしょうか。

○事務局A

提言書にもありますが、まずは立ち上げることが重要ですので、軸の部分として必要とされる相談支援分野や専門分野を設置し、その後、その議論の中で、進めていきたいと考えております。

○部会長

検討は今後ということですね。今の話についてはよろしいでしょうか。

○委員D

こういった会議に出ると、いつも話が偏っていると感じている。知的関係の分野が多い。聴覚・視覚・内部・難病等は重要なことがないということか。

○事務局B

提言としては地域の関係のネットワークを今後構築していくということが書かれています。

○委員D

当事者のための会ではなく、事業者のための会のように私は感じてしまう。

○事務局B

提言書の内容は、目標とする機能として、一つの団体、一つの関係機関で解決できないことを、地域のネットワークで解消していきましょうというもので、特定の障害について書かれているわけではありません。その点については誤解のないようをお願いしたいと思います。

○委員E

提言書には協議会委員構成について、「地域の三障害関係団体」と記載があるが、この書き方では難病の方が入らないように感じられてしまう。今回、障害者総合支援法で初めて難病の方が対象になっているので、意識した書き方というのも大事なのではないかと思います。

○部会長

メンバーの選び方については、提言書を基本としながら、今日の意見も参考にさせていただきたいと思います。

○部会長

議事を進めます。議事（3）について説明をお願いします。

（3）ヘルプカードの状況について・・・当日資料

当日配布資料に基づき、事務局より説明が行われる。また詳細について、東村山市あんしんネットワーク事務局（東村山市社会福祉協議会）より説明が行われる。

○部会長

質問等ございませんか。

○委員F

これまで出していたカードもあると思うが、東京都の様式に移行するというのか。東村山市の古いカードも使用は続行するのか。

○東村山市社会福祉協議会

これまでにお渡ししているカードはそのままお使いいただけます。表紙のデザインを東京都様式に変更するものです。

○委員F

新しいカードはまだ入手できないのですね。

○東村山市社会福祉協議会

完成は来年2月を目標に、現在作成中です。

○部会長

その他の報告事項を事務局からお願いします。

4 その他（1）平成25年度東村山市における障害者就労施設等からの物品等の調

達方針（案）について・・・資料5

資料5に基づき事務局Cより説明が行われる。

○部会長

質問等ございませんか。

○委員D

在宅就業障害者とはどのような方のことを言いますか。

○事務局C

在宅就業障害者とは、企業で就職されている方ではなく、在宅で、個人で仕事をされている方になります。

○委員D

例えば、マッサージ等を行っている方は該当になりますか。

○事務局C

個人で仕事をされている方は該当になるかと思えます。方針をこのように策定させていただいて、各課において必要なものについて、個人の方や企業等に契約をさせていただくということになります。

○委員D

各施設等で物を作っているところは、努力なく売れる法律ですね。

○事務局C

各施設等において努力はしていただく必要はあると思えます。

○委員D

セールスに対する努力はないと思えます。買ってくれるのだから。

○事務局C

市内に障害者就労施設等は複数ありますので、例えば印刷や清掃等で競合した場合は、その中で適切なところに契約を進めさせていただくような流れになるかと思えます。

○委員E

市のほうで、せつかくこのようなお話を出していただいたのですが、来年度の調達の目標額等はお決まりですか。

○事務局C

今のところ目標額は設定しておりません。国や都におきましても目標額、目標件数等は設定されておりません。市が調達する物品等ということで、大量の発注を想定した高い目標を設定してしまうと、市内各施設等におきましても対応しきれないということが考えられます。今後、国や都の方針に数値等が入れば、当市においても、毎年策定する方針案について、それら方針の内容や各施設等で従事されている障害当事者の方々の状況を確認しながら考えていく必要があると思えます。

○委員E

資料の中に、調達するサービスを表現した絵が描かれています。クリーニングや清掃、印刷、データ入力等が描かれています。印刷においては名刺の絵となっていますが、我々の感覚でいう印刷は一般の印刷物であり、名刺だけではありません。障害者の方は名刺ぐらいしか作れないのではないかと感じるのではなく、障害をもっている人たちがちゃんと働いたら食べていけるような決まった仕事をお考えいただきたいと思えます。あと、役務などもできますよね。働くという形のサービスについても優先調達が可能になっているのではないかとと思えます。いま障害者施設は非常に仕事がなく困っているところがたくさんあります。シルバー人材センター

と競合して難しい部分があるかもしれませんが、清掃業務ですとか、市が関連するようなどの施設、公園清掃等の定期的な仕事をお考えいただきたいと思います。

○事務局B

方針を策定する最初の年度ということで、障害支援課としましては、昨年11月に市内の障害者就労施設等に対し、受注可能な物品や役務について、事前にアンケートを取りました。健康福祉部以外の所管は障害者施設といってもなかなかわかりにくいところもありますので、その調査結果を障害支援課から健康福祉部以外にも提供することで、各課で調達について検討していただこうと思っております。なお、調査からは1年が経ちますので、方針の策定と同時に再度調査をさせていただきます。また、この方針の目的は就労する障害者の経済面の自立を図るためとなっております。各施設には販売等もあり、個人でお仕事を頼むこともできますので、ご利用いただける物品や役務について広く市民にも知っていただけるよう、市内の障害者就労施設等を紹介した記事を、12月1日号の市報に掲載する予定です。障害支援課としましては、各施設の声もお聞きしながら、なるべく先頭に立って調達を進め、各所管にも声をかけてまいりたいと思います。

(2) 平成26年度の部会にスケジュールについて

事務局Cより説明が行われる。

平成26年度は11月以降に開催頻度が増えますのでよろしく申し上げます。

(3) 二次避難所について・・・資料4

事務局Dより説明が行われる。

○委員D

視覚障害者を受け入れてもらうのに、簡単に敷ける点字ブロックというものがあるが、そういうものを用意しておいてほしい。そういうものがないと、寝ている場所からトイレ等に移動することもできない。

○事務局D

避難所における備品等につきましては、防災安全課と調整を行う際に、今の委員のご意見を報告させていただきます。

○委員E

避難所の住所をみると、富士見町などいくつかの地域に集中しているように見えるが、こういったものはあまり広域だとフォローしきれないという面もありますよね。そういったところで今後増やしていく予定はありますか。

○事務局D

市内に一定程度広がるように検討していきたいと思います。東村山市の場合、富士見町は施設が多いということから、こういった分布になっているということで、ご理解いただきたいと思います。

(4) 障害者週間・福祉のつどいについて

事務局Cより説明が行われる。

○委員D

いつも同じで工夫がないと思います。

○事務局B

実行委員会形式でやっているのので、ご意見はお伝えしたいと思います。

(5) 次回の部会の日程について

事務局Cより説明が行われる。

次回は来年2月中旬頃、予定させていただきたいと思います。日程や詳細については後日ご連絡をさせていただきます。よろしくお願いします。

5 閉会